

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立男女共同参画センターの使用料等の減免	
根拠条例等・条項	堺市立男女共同参画センター条例第10条 堺市立男女共同参画センター条例施行規則第13条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	ダイバーシティ企画課
審 査 基 準	<p>○堺市立男女共同参画センター条例 (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項又は第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>○堺市立男女共同参画センター条例施行規則 (使用料の減免) 第13条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。          (1) 本市が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。 全額          (2) 条例第16条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき。 全額          (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認めるとき。 全額又は半額          2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立男女共同参画センター使用料減免申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることがある。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	